

群馬県行政文書の県重要文化財の指定

中村 みき
群馬県立文書館

1. はじめに

群馬県立文書館では、県教育委員会事務局の各課室からの引継ぎ、管理委任要領の規定による知事部局等の各課室からの管理受任、県の各機関の廃棄する公文書からの収集により、約15万点の行政文書を収蔵している。平成19年3月、管理受任文書のうち17,629点が「群馬県行政文書」として県重要文化財の指定を受けた。以下、指定文書の概要、保存・管理・活用の現状、課題等について報告したい。



棚の配置状況（昭和31年当時の文庫内。
当館収集資料「文書庫写真集」より）

2. 指定文書の概要

名称：群馬県行政文書

指定番号：重文第220号

指定年月日：平成19年3月27日

区分：重要文化財

種別：歴史資料

員数：17,629点

時代区分：明治初年～昭和22年の地方自治法施行
まで

2.1 受入の経緯

今回指定となった行政文書は、主に県庁各機関から当該文書（永年保存文書が中心）の引継を受けた総務部学事文書課（現総務事務センター）が、県庁内の文庫で保管していたものである（一部議会図書室収集文書を含む）。昭和49年（1974）から県史編さん事業が開始されると、その基本資料として利活用され、同53年県史編さん室の組織替

中村みき（なかむら みき）：群馬県立文書館公文書係指導主事。平成15年4月より現職。

えに伴い県立図書館内へ委託保管となり、同57年当館の設立により改めて一括管理委任された。

2.2 整理と目録作成

収蔵した行政文書は、出所毎に時代別、年代順に排列後、利用と保存管理の両面を考慮して、丁打ち、解体補修、分冊、製本を行った。

一方で、閲覧検索用の簿冊目録を作成し、装備の終了したものから順次閲覧利用に供してきた。さらに簿冊目録の分類項目ごとに件名目録を刊行している。

2.3 指定までの経緯

平成18年11月13日：県文化財保護審議会歴史資料部会による当館収蔵「県庁文書」の調査

18年12月25日：県知事（総務事務センター）より文書館保管「群馬県行政文書」の重要文化財指定について申請

19年2月13日：県文化財保護審議会の開催（答申）

19年3月27日：県報告示

3. 指定文書の保存・管理について

3.1 保存環境

指定文書は利用頻度が高く、これまでは閲覧室に一番近い書庫に古文書とともに保存していたが、文書管理の徹底及び保存環境の同一化を図るため、指定文書を含む文書群は一括配置することとなり、平成19年4月移動作業を行った。

書庫内の温湿度は、日変化の少ない環境を前提とし、空調は補助的に運転している。温湿度管理のため書庫内2か所にデジタル温湿度計を設置し、データを蓄積している。

また、当館ではIPM（総合的有害生物管理）の考えを導入しており、書庫前室には粘着マットを設置、書庫入口には害虫捕獲用の粘着トラップを設置し、2か月に一度調査している。

3.2 指定文書の管理

指定を受けてから、簿冊に附属する畳紙（別保管図面等）の出納について確認する方法を検討した。その結果、別保管図面のある簿冊の背表紙に白丸シールを貼付することになり、作業を行った（現状変更の許可申請）。春秋2回の特別休館中には、文書点検と書庫の清掃作業を実施している。

3.3 県文化財保護課との協議

群馬県行政文書は、点数が17,629点という膨大な数であり、日常的に閲覧に供している歴史資料である。また、所有者は群馬県であるが、文書館が管理委任を受けているという管理形態も今までの本県指定文化財ではなかったものである。そこで、県教育委員会文化財保護課と協議を行い、群馬県文化財保護条例、同施行規則の規定を、当分の間次のように運用していくこととなった。

- (1) 手続上の所有者は群馬県立文書館とする。諸届、申請書の提出経路は、県（文書館） 県教育委員会（文化財保護課）とする。
- (2) 指定文書の館外貸出（県、群馬県内の市町村

または公共的団体が主催する展示会における貸出）や、行政利用（管理受任文書の主管課職員による業務上の利用）による借覧は、あらかじめ所在場所変更を届け出る。

- (3) 文化財の現状、価値を大きく損なわないき損（附箋のはがれ、用紙の部分的なき損、落丁等）は館内で補修し、き損届を提出する。文化財の現状・価値に影響を及ぼすき損（用紙の著しいき損、解体を要する場合等）は、その都度文化財保護課と協議する。現状変更等は許可申請、修理は事前に届を提出する。
- (4) その他、県指定重要文化財であることを利用者に周知し、取扱い上の注意を喚起する。撮影による複写を利用者に呼びかけていく。コピーについては、将来的に取りやめる方向で検討する。

4. 指定文書の活用について

4.1 意義の普及

(1) 県重要文化財指定記念展の開催

群馬県行政文書が県重要文化財に指定されたことを記念して「未来へ引き継ぐ群馬の遺産 - 行政文書でひもとく群馬のできごと - 」というテーマで下記のとおり展示会を開催した（展示内容については当館ホームページでご覧いただける）。

1) 特別展

日時：平成19年12月7日～11日

場所：県庁県民ホール

観覧者数：1,047人

2) 企画展

日時：平成20年1月12日～5月25日

場所：当館展示室

観覧者数：1,043人（インターネットによる観覧を含む）。

県庁で展示会を開催することには、一般県民への普及とともに県庁職員への普及という意味を持つ。県庁では、文書整理のため、文書担当者会議が行われる（総務事務センター文書係が各課室及び地域機関の文書担当者に対し説明を行う）。そ

の場に当館職員も出席し、管理委任や収集に関する理解と協力、群馬県行政文書が文化財指定を受けていることについて説明することも普及の一環であると考え。

(2) 群馬県立歴史博物館での展示

県立博物館において平成21年4月25日から6月14日まで「平成群馬の名宝展」が開催され、平成になって新たに指定された国や県の重要文化財が公開された。この展示会に群馬県行政文書も出陳し、原文書を多くの方にご覧いただいた。

(3) 「文書館だより」による普及

第45号（平成20年3月発行）に、指定文書の概要紹介、展示会の報告を載せ、県内では県庁各課室、各学校、古文書研究団体、公民館、図書館、資料館博物館、報道機関等に配付した。

(4) 閲覧室における普及

指定となった群馬県行政文書の周知と文書保存について利用者に協力を呼びかけるため、指定文書ご案内パンフレット（表面は指定文書の概要、裏面は利用に関するお願い）を作成した。

4.2 行政文書の活用

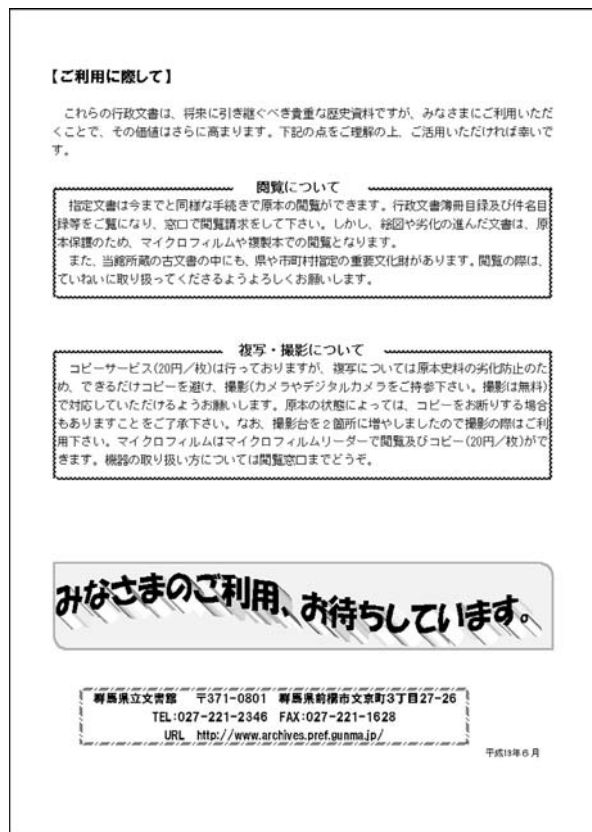
群馬県行政文書は、閲覧・複写等による利用、展示会開催による利用、研究論文・資料翻刻等の出版物掲載による利用、各事業史や各自治体史等の編さん事業による利用等がある。平成20年度（開館日数278日）指定文書を含む行政文書の利用状況は次のとおりである。

閲覧者数	425人 (1.5人/日)
閲覧点数	3,225点 (7.6点/人)
電子複写	12,123枚 (28.5枚/人)
撮影	18,312枚 (43.1枚/人)
マイクロプリンター	1,275枚 (3.0枚/人)

行政文書に関しては、近年コピーによる複写より撮影による複写の方が多という傾向がある。閲覧室には、群馬県行政文書の指定を機会に、文書撮影用の機器を1台増設した。

5. 今後の課題

従来、県政を進めるために必要なものと認識されていた行政文書が、貴重な近代の歴史遺産であり、県民の共有財産として保護し引き継ぐ価値があるとして、重要文化財に指定された意義は大きい。相互に関わりのある行政文書が、文書群として指定されたことにも意義がある。しかしながら、群としての文化財指定は、1点1点を十分に管理できないという課題を持つ。また、当館では、原本の利用を原則としている。原本の保存を考えると、コピー禁止の検討やマイクロフィルム等による複製等も今後の課題となる。利用者の便を図るため、インターネットを活用しての件名目録検索も急務となっている。



指定文書ご案内パンフレット（裏面）

県指定重要文化財「群馬県行政文書」の主な内容

文書群名	点数	主な内容
明治期行政文書	3,606	県より管理委任を受け文書館が保管している行政文書のうちの明治期の文書。主な文書には、議会議事録、地籍台帳、神社明細帳、連合共進会、学校沿革史、教員任免、等がある。
大正期行政文書	2,031	県より管理委任を受け文書館が保管している行政文書のうちの大正期の文書。主な文書には、罹災救助、大正博覧会出品願書、教員任免、大震災関係書類、等がある。
昭和戦前期行政文書	3,072	県より管理委任を受け文書館が保管している行政文書のうちの昭和戦前期の文書。主な文書には、県参事会議案、農林水産業統計、陸軍特別大演習関係書類、小学校・国民学校・中等学校任免、等がある。
明治期地図等	1,661	県より管理委任を受け文書館が保管している絵図。検見耕地絵図、壬申地券地引絵図（明治6年の地租改正条例の地券発行の基礎資料となる土地所有権の公証）、官有地地図、土木・河川関係図面、等がある。
議会図書室収集行政文書	3,341	県議会図書室から文書館収集文書として移管されてきた文書。主な文書には、群馬県布達全書、群馬県統計書など。明治・大正・昭和戦前期の行政文書を補うものである。
明治・大正・昭和戦前期行政文書（追加）	2,171	1981年から1991年までに文書館が県から受け入れた文書のうち、昭和20年以前に作成された文書。明治・大正・昭和戦前期の行政文書を補うものである。
群馬県報	339	明治19年「本県々令」より。通達の内容・範囲により県令、訓令甲・乙、告示、告諭、広告、報告等に分類される。
官報	1,408	日本国が発行した機関誌。明治16年7月創刊第一号より。
計	17,629	分冊後の点数

